

～地域の絆を深め・広げよう～

地域の絆連携活性化事業 実施団体を募集します

地域の絆連携活性化事業とは

「地域の絆連携活性化事業」は、町会、自治会等の地縁団体及び地域で公益的活動を行う団体が、相互に協力し、地域の絆を深め、連携を拡充しながら実施する地域の活性化への取組みを支援する事業です。事業は、「補助金」、「交流会」により成り立っています。詳細につきましては、募集要領をご覧ください。

補助金

申請できる団体は・・・

◇次のすべての項目にあてはまる団体です。

- ① 世田谷区内の地縁団体（町会・自治会等）または公益的活動をする地域活動団体であること。
- ② 主なメンバーの中に区内在住、在勤、在学者が5名以上いること。
- ③ 暴力団またはその傘下にある団体ではないこと。
- ④ 組織的合理的運営ができていること。
- ⑤ 団体の活動内容や会計報告に透明性があること。
- ⑥ 宗教活動団体、政治活動団体ではないこと。

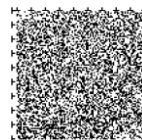
対象となる事業は・・・

◇補助金の対象となる事業の要件について（1団体につき1事業）

- ① 地域住民が参加し、地域コミュニティの醸成や地域の活性化に繋がる取組みであること。
- ② 自主的、継続的に行われる非営利の事業であること。
- ③ 町会・自治会等の地縁団体と地域で公益的活動を行っている団体が、相互に協力・連携を図る事業であること。
- ④ 令和6年4月1日から令和7年3月31日までに完了する事業であること。
- ⑤ 区民が自由に参加できる事業であって特定の方のみを対象とする事業ではないこと
- ⑥ 申請時に、具体的な取組みが定まっていること。

補助金額は・・・

◇1事業あたり原則25万円を限度とします。



事業全体のスケジュール

募集受付期間：令和6年4月1日（月）～令和6年5月20日（月）

審査会で補助事業団体決定（書類審査）：7月中旬

交付/不交付決定通知発送：7月下旬

補助金振込：8月～

事業の実施：～3月31日（補助対象期間：令和6年4月1日～令和7年3月31日）

実施報告書の提出：事業終了後14日以内（最終提出期限 令和7年4月14日）

制度全般に対するお問い合わせ

世田谷総合支所地域振興課（地域調整担当）	：電話 5432-2536	FAX 5432-3031
世田谷総合支所地域振興課	：電話 5432-2831	FAX 5432-3032
北沢総合支所地域振興課	：電話 5478-8028	FAX 5478-8004
玉川総合支所地域振興課	：電話 3702-1603	FAX 3702-0942
砧総合支所地域振興課	：電話 3482-2169	FAX 3482-1655
烏山総合支所地域振興課	：電話 3326-9249	FAX 3326-1050

申請書受付窓口

申請書は、団体の主な活動地域にあるまちづくりセンターへ提出してください。
各まちづくりセンターの場所、連絡先につきましては、区のホームページ
「あなたのまちのまちづくりセンター」をご覧ください。

[ホームページ掲載場所]  世田谷区
SETAGAYA CITY

トップページ > 暮らしのガイド >暮らし・手続き > まちづくり活動 >
その他の地区活動団体 > 区全体 > あなたのまちのまちづくりセンター

